

東京都北区デジタル推進条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二号

東京都北区デジタル推進条例

(目的)

第一条 この条例は、区民、事業者等があらゆる活動において先端的な技術をはじめとする情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、必要な支援の実施その他の情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって区民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 条例並びに東京都北区規則（以下「規則」という。）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第二項に規定する規程並びにその他の申請、届出その他の手続に係る区の機関等が定める根拠となる規定（次号ハに掲げる者にあつては、東京都北区（以下「区」という。）の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）をいう。

- 二 区の機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 地方自治法第七章の規定に基づいて置かれる区の執行機関又はこれらに置かれる機関
 - ロ イに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの
 - ハ 区の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）
 - 三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
 - 四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
 - 五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
 - 六 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき区の機関等以外の者を経由して行われる申請等における当該区の機関等以外

- の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける区の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の手続とみなして、この条例の規定を適用する。
- 七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき区の機関等以外の者を経由して行う処分通知等における当該区の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う区の機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の手続とみなして、この条例の規定を適用する。
- 八 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- 九 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- 十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- （基本原則）

第三条 情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮及び必要な支援がされることを確保しつつ、手続等及びこれに関連する区の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることとし、あわせて、手続等に係る関係者が相互に連携することにより、当該手続等に係る情報を共有して当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。こと及び手続等を一括して行うことができるようにすることを基本原則とする。

（推進計画）

第四条 区長は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る区の機関（第二条第二号イ及びロに掲げるものをいう。以下同じ。）の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本的な方針
- 三 対象となる手続等の範囲

四 情報通信技術を活用した行政の推進に関する内容

3 区長は、推進計画を定めるに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、推進計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（区の機関等による情報システムの整備等）

第五条 区の機関は、推進計画に従って情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策（第三項において「情報システムの整備等」という。）を実施しなければならない。

2 区の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 区の機関は、情報システムの整備等の実施に当たっては、これと併せて、当該情報システムの整備等に係る手続等及びこれに関連する区の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うものとする。

4 第二条第二号ハに掲げる者は、前三項の規定に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該者の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（区の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名

5 称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）
第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組

織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行う場合は、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合、その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定

める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第八条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第九条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の
条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の
当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うことが
規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等につ
いては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であ
って規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第十条 次に掲げる手続等については、第六条から前条までの規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認す
る必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付
ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用
する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないも
のとして規則で定めるもの

二 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組
織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定
されているもの（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項
の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、区の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報入手し、又は参照することができるときには、添付することを要しない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第十二条 区は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が助言その他の必要な支援を受けられるようにするための施策、当該支援を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第十三条 区長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる区の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条及び第五条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（東京都北区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の廃止）

2 東京都北区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年三月東京都北区条例第二号）は、廃止する。

（経過措置）

3 第六条及び第七条の規定は、施行日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等（前項の規定による廃止前の東京都北区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）第二条第六号に規定する申請等をいう。）又

は処分通知等（廃止前の条例第二条第七号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に廃止前の条例第五条又は第六条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、第八条又は第九条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。